

日薬情発第 173 号  
令和 5 年 1 月 13 日

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会  
副会長 渡邊 大記

## 電子処方箋の運用開始日と体制整備について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省より、別添のとおり 2023 年 1 月 26 日より電子処方箋管理サービスの運用が開始される旨の発信がございました。これにより電子処方箋を応需できるシステムの導入を完了した施設より、随時電子処方箋に基づく調剤が可能となります。

電子処方箋システムの導入につきましては、事前にオンライン資格確認が可能なシステムの導入、薬剤師資格証（HPKI カード）の取得、レセコンや電子薬歴の対応等を準備する必要があります。オンライン資格確認システムの導入では、マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入やネットワーク環境の整備が必要となります。これらは既存のシステムと連携するため、現在ご契約しているレセコンもしくは電子薬歴のベンダー会社にもご確認ください。詳細につきましては、下記社会保険支払基金の医療機関等向けポータルサイトをご確認の上、ご準備ください。

また、薬剤師資格証（HPKI カード）は医療 ICT の世界で電子的な印鑑として利用できる「電子署名」であり、電子処方箋への署名に必要となります。HPKI カードの取得につきましては、管理薬剤師の発行を優先に、本会認証局よりご申請いただけます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

### <参照 URL>

- 電子処方箋全般：厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

- オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係：社会保険支払基金

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

- 薬剤師資格証 (HPKI カード) : 日本薬剤師会認証局

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/>

令和4年12月21日（水）

**照会先**

医薬・生活衛生局 総務課  
企画官 伊藤 建  
課長補佐 栗田 佑輔（内線4204）  
（代表電話）03（5253）1111  
（直通電話）03（3595）2377

報道関係者 各位

## 電子処方箋の運用開始日について

これまで、電子処方箋の運用開始について「令和5年1月」からとお知らせしてきましたが、今般、**令和5年1月26日（木）**から電子処方箋管理サービスの運用を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

システム導入が完了した医療機関や薬局では、令和5年1月26日（木）から、電子処方箋管理サービスに接続し、これを利用することができるようになります。本サービスは、システム導入を完了した施設が利用することにより、電子処方箋の発行や電子処方箋に基づく調剤を可能とするものです。

厚生労働省では、引き続き、システム導入施設の拡大を図ってまいります。

以下の厚生労働省等のHPにおいて、電子処方箋導入準備のために必要な手引き等を公開しております。周知広報用の動画等も公開しておりますので、ぜひご覧ください。

■厚生労働省 電子処方箋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

■厚生労働省 電子処方せん（国民向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_kokumin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_kokumin.html)

■社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向けポータルサイト

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-11.html>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。